

平成 28 年 2 月 29 日

公 示

一般社団法人長崎県診療放射線技師会
選挙管理委員会
委員長 相川 勝彦

平成 28 年度役員選挙を定款 22 条に基づき、下記の通り行います。

記

1. 役員の定数 理事 15 人以上 25 人以内（会長及び副会長は理事会による互選）
監事 2 人
2. 候補、推薦候補の届出及び締切日
平成 28 年 3 月 31 日（木） 18 時
3. 届出先
〒852-8501 長崎県長崎市坂本 1 丁目 7 番 1 号
長崎大学病院 医療技術部 放射線部門内
（一社）長崎県診療放射線技師会 選挙管理委員会
相川 勝彦 宛
4. 届出書類
立候補者：役員立候補届
推薦候補者：推薦候補者届
※届け出用紙は、本会ホームページからダウンロードして下さい。
5. 通知
選挙管理委員会による候補者氏名通知は、（一社）長崎県診療放射線技師会ホームページに掲載いたします。
6. 投票、開票日
第 71 回（一社）長崎県診療放射線技師会 定時総会終了後

以上

一般社団法人 長崎県診療放射線技師会 定款

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上25人以内

(2) 監事 2人

- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とし、会長及び副会長以外の理事のうち、5名以上10人以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることが出来ない。

役員選挙規程】

2014年 4月 1日制定

第1章 総則

第1条 役員を選出は、定款第22条に基づき、この規程によって行う。

第2章 選挙管理委員会

第2条 役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は正会員より3名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。ただし、役員及びその選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 役員の候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の公示。
- (3) 投票および開票の管理と当選の確認。
- (4) 総会に選挙の結果を報告。
- (5) その他選挙管理に必要な事項。

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 役員選挙

第6条 理事、監事に立候補しようとする者、又は推薦しようとする者は選挙管理委員会に届ける。ただし、推薦届の場合には本人の同意書を必要とする。

第7条 立候補、推薦候補の届出締め切りは、第4条第1項に定める選挙告示後、総会日前2ヶ月までとする。

第8条 選挙は立候補届のあった者について、総会出席正会員の無記名投票によって行う。

第9条 投票は次の順序によって行う。

- (1) 理事
- (2) 監事

第10条 当選者は、それぞれ高点順に決する。

第4章 選挙権及び被選挙権

第11条 選挙権及び被選挙権は、正会員に限る。

第5章 改廃

第12条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。